

2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例

群馬県知事戦略部グリーンイノベーション推進課

群馬県は、「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ宣言』実現条例」を制定した（条例第4号として、令和4年3月15日公布、同日及び同年4月1日、10月1日、令和5年4月1日施行）。

群馬県では、2050年までに、災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため、令和元年12月、「ぐんま5つのゼロ」を宣言した。この宣言を実現するために、温室効果ガス排出量の削減策や再生可能エネルギーの導入促進策などを盛り込んだ同条例を制定した。

1 条例制定に至った背景

（1）背景

近年、気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動が各地で進行しており、今後更に進行することが懸念されています。加えて、プラスチックごみによる生態系への影響や食品ロスなども課題となっています。

これらの課題を2050年までに解決し、災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため、県では、2019年12月に、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ」（①「自然災害による死者ゼロ」②「温室効果ガス排出量ゼロ」③「災

害時の停電ゼロ」④「プラスチックごみゼロ」

⑤「食品ロスゼロ」を宣言しました。この「ぐ

んま5つのゼロ宣言」を実現するためには、

脱炭素社会の実現に向けた取組を成長戦略と位置付け、経済と環境が好循環する社会を構築する必要があります。本県は、長い日照時間や豊富な水資源、森林資源などの再生可能エネルギー資源に恵まれ、また、自動車産業をはじめとする高い技術力を持つ産業が集積するなど、気候変動対策と経済成長とを両立させる上で大きな可能性を有していると考えています。こうした本県が持つ強みを活かし、県民の総力を結集して2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」を実現するため、

本条例を制定しました。

（2）条例制定の経過

①関係者等へのヒアリング、パブリックコメント

条例制定に当たっては、国や他自治体の動向も参考としつつ、関係団体等へのヒアリングなどを実施し、専門的な視点や実情を踏まえたアドバイス・御意見等をいただきました。その後、条例概要案を作成し、群馬県環境審議会に説明の上、令和3年12月から令和4年1月にかけて、条例概要案のパブリックコメントを実施しました。パブリックコメントでは、基本理念、再生可能エネルギー設備の導

入義務付け、施行日に関する事項など延べ69件の御意見を頂きました。県では、頂いた御意見を踏まえ、条例概要案を見直し、県ホームページで公表するとともに、条文案を作成しました。

②県議会での審議

本条例の制定に当たっては、令和4年第1回定例会に条例案を上程し、県議会の審議を経て、令和4年3月8日に原案のとおり全会一致で可決され、同年3月15日に公布しました。

2 条例の概要

本条例は、群馬県地球温暖化防止条例に、「ぐんま5つのゼロ宣言」の実現に向けた取組に関する規定を加え、新たに、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例として制定したもので、前文及び全87条で構成されています。なお、本条例の制定に伴い群馬県地球温暖化防止条例は廃止しました。

(1) 目的・基本理念

本条例は、脱炭素社会の実現、気候変動適応及び循環型社会の形成に関し、基本理念を定め、県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、気候変動対策等に関し必要な事項を定めることにより、災害に強く、持続可

能な社会を構築し、県民の幸福度を向上させることを目的としています。そして、基本理念として、気候変動対策等は、県、市町村、事業者、県民及び民間団体の密接な連携の下に行わなければならないことを規定しています。

(2) 主な内容

①気候変動への適応、災害レジリエンスの強化

本県における気候変動適応に関する施策を推進し、災害レジリエンスの強化として、県土の強靱化に向けた防災及び減災に資する取組を推進するとともに、自助、共助、公助を基本とした地域防災力の向上に努めることなどを規定しています。

②温室効果ガスの排出量の削減

事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減を計画的に進めていくため、従前の群馬県地球温暖化防止条例の内容を引き継ぎ、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量が一定量以上の者に対し、温室効果ガスの排出量削減計画を作成し、知事に提出することを義務付ける規定を設けています。また、建築物を新築、増改築する際に、建築物の省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入等を計画的に実施し、温室効果ガスの排出量削減等に資する取

組を促すため、一定規模以上の建築物（以下「特定建築物」という。）を新築、増改築しようとする者（以下「特定建築主」という。）に対して、「特定建築物排出量削減計画」を作成し、知事に提出することを義務付ける規定を設けています。

③地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進について

脱炭素社会の実現に向け、追加電源の確保や災害時の電力供給に加え、国際的な流れを受けて製造過程等における脱炭素化の取組をサプライチェーンから求められる県内企業の生き残りの手段の一つとすることなどを目的として、再生可能エネルギーの導入促進について、規定しています。具体的には、特定建築主に対して、特定建築物への再生可能エネルギー設備の導入を義務付けるとともに、計画的な再生可能エネルギー設備の導入を促すため、特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画を作成し、知事に提出することを義務付ける規定を設けています。加えて、特定建築物の設計時に、建築の専門家である建築士から再生可能エネルギー設備の導入等について説明いただくことで、特定建築主の再生可能エネルギー設備導入に関する意識醸成などが図られることなどを目的とし、特定建築

物の設計者に対して、特定建築主への再生可能エネルギー設備等の導入に係る説明を義務付ける規定を設けています。

④プラスチックごみの排出抑制等

環境中に排出されると生態系に深刻な被害をもたらすプラスチックごみを減らすため、プラスチックごみの分別やその再資源化に加え、プラスチックの生産から流通、消費、廃棄、再資源化に至るまでの資源循環の構築を図り、環境中にプラスチックごみが排出されないように努めることなどを規定しています。

⑤食品ロスの削減

食品ロスの削減を総合的かつ効果的に推進するため、広く「MOTTAINAIの心」の醸成を図りつつ、関係者と連携し、未利用食品等を提供するための活動など、地域の特性に応じた施策を実施することや普及啓発を講ずることなどを規定しています。

3 今後の展望等

本条例は、施行日が、令和4年3月15日（公布日）、令和4年4月1日、令和4年10月1日、令和5年4月1日と4段階に分かれています。本条例の円滑な施行に向けては、新たに義務付けをする規定を中心に十分な周知が必

要と考え、特定建築物に関する各種計画の作成、設計者による特定建築主に対する説明義務などは、令和4年10月1日施行、特定建築物に対する再生可能エネルギー設備の導入義務などは令和5年4月1日の施行としています。今後、説明会の開催等により、関係する団体等への周知を図っていきたいと考えています。

また、再生可能エネルギー設備等の導入に当たっての支援策として、県内の再生可能エネルギー設備等の導入を対象とする長期・低利の制度融資を設けることや、共同購入事業として、県と協定を締結した支援事業者が太陽光発電設備等の購入希望者を募り、一括発注することでスケールメリットを働かせ設備等導入時の初期費用を低減させる取組などを実施する予定です。

加えて、本条例では、施行後3年を目途として、国内外の動向や技術革新などを勘案し、規定についての検討及び必要な措置を講ずることとしており、3年後の見直しに向け、本条例における規定の対象範囲の拡充等を含め、今後しっかりと検討していきたいと考えています。

本条例に関する取組を着実に実行していくことで、「ぐんま5つのゼロ宣言」を実現し、県民の幸福度が向上することを目指していきます。

ます。

図表1 ぐんま5つのゼロ宣言

2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」		
宣言1	自然災害による死者	「ゼロ」
宣言2	温室効果ガス排出量	「ゼロ」
宣言3	災害時の停電	「ゼロ」
宣言4	プラスチックごみ	「ゼロ」
宣言5	食品ロス	「ゼロ」

図表2 条例の主な内容

2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例について

- ・群馬県地球温暖化防止条例に、脱炭素社会の実現、気候変動適応及び循環型社会の形成を加え、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」を実現するための条例として制定。
(令和4年3月15日公布)
- ・再生可能エネルギー設備の導入義務化をはじめとした再生可能エネルギーの導入促進について新たに規定。
- ・「ぐんま5つのゼロ宣言」を条例に位置付け、本県行政の方向性を示すとともに、施策の継続性・予見可能性を高めて取組を加速させる。

○条例の主な内容

(1) 気候変動への適応

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減

- ・一定規模以上の建築物（特定建築物）を新築、増改築しようとする者（特定建築主）に特定建築物排出量削減計画の提出・報告を義務付け、その内容を知事が公表。
- ・一定量以上の温室効果ガスを排出する者（特定排出事業者）に排出量削減計画の提出・報告を義務付け、その内容を知事が公表。

(3) 再生可能エネルギーの導入促進

- ・特定建築主に再生可能エネルギー設備の導入及び再生可能エネルギー設備等導入計画の提出・報告を義務付け、計画の内容を知事が公表。
- ・特定建築物の設計者に特定建築主に対する再生可能エネルギー設備導入等に係る説明を義務付け。
- ・特定排出事業者に再生可能エネルギー導入計画の提出・報告を義務付け、その内容を知事が公表。

(4) プラスチックごみの排出抑制

(5) 食品ロスの削減

※本条例の制定に伴い、群馬県地球温暖化防止条例を廃止。